

少しずつお問い合わせをいただいています

ハンガーゼロへの遺贈寄付 についてお答えします

ハンガーゼロ理事・さいのぶよし 崔信義 弁護士に聞く

Q 1 慈善団体への遺贈寄付について、社会的関心が高まっていますが…。

生前得た自分の財産を、死後に自分が望むように使ってほしいと思うのは自然な感情です。それを実現するための一つとして、民法は遺言ゆいごんという形式で「遺贈いぞう」する方法を認めています。

自分の家族の他、慈善団体に対する遺贈が増えてきています。寄付金によって運営する慈善団体にとって、遺贈はその活動を支える重要な財源です。

Q 2 遺言を作成する必要があるですか

はい。遺贈はご本人の意向を死後において確実にするために重要な制度ですので、通常遺言という形式を踏まなければなりません。

遺言には、普通、遺言者が自ら遺言書を作成する「自筆証書遺言」、公証人が遺言者の口授をもとに公正証書として作成する「公正証書遺言」、遺言者が封じた遺言書を公証人が公証する「秘密証書遺言」の3種類があり、それぞれに長短があります。公証人に作成を依頼するので幾らか費用が掛かりますが、内容の毀損・改変の恐れがなく、検認の手続きも必要のない公正証書遺言がよろしいのではないでしょうか。

Q 3 「公正証書遺言」を作るにはどうしたらよいですか

ハンガーゼロに遺贈という形で寄付したいと考えてい

らっしゃる方のために、弁護士として遺言の意思を明確にする公正証書遺言の作成を援助しています。

公正証書遺言を作成する場合には、資料の取り寄せや作成、遺言執行者の選定、ご本人の意向の具体的な確定をして、遺言書の原稿となる文章を作成します。このような作業を、弁護士がご本人と一緒にこない、公証人役場で正式に公正証書遺言として成立します（ご本人が入院等で公証人役場に赴くことができない場合には、公証人が病院等に出張することもあります）。

Q 4 弁護士費用は必要ですか

ハンガーゼロに遺贈したいという方であれば、基本的に弁護士費用は無料です。相談のために弁護士がご自宅等に伺う際の交通費や、資料の取り寄せ費用、公証人に支払う費用等は、実費なのでお支払い頂くこととなりますが、実費以外の弁護士報酬は基本的に無料としています。詳しくは相談時にご説明します。

弁護士費用を無料とすることで、遺言書作成に伴うはん雑さと金銭的負担というハードルがいくらかでも低くなって遺贈し易くなり、それによってハンガーゼロの活動が推進され、「飢餓のない世界」の実現が一步前進するなら、皆様同様、私にも大きな喜びです。

遺贈寄付についてのお問合せ、ご相談はこちらへ

お気軽に電話かメールでご連絡ください。

電話：03-3518-0781（東京事務所・近藤）

メール：tokyo@jifh.org

